

令和6年能登半島地震災害義援金募金（日本商工会議所対応）について
寄附金税制上の取り扱いについて

寄附金税制上、本義援金は「一般寄附金」の取扱いとなります。
詳細は以下のとおりです。

① 個人が義援金を支出する場合の所得税の取扱い
所得控除はありません。

② 法人が義援金を支出する場合の法人税の取扱い
一般寄附金は、下記の損金算入限度額までが損金に算入されます。

〔期末資本金の額等（資本金の額＋資本準備金の額）×12分の当期の月数×1000分の2.5＋所得の金額（法人税申告書別表四 仮計の金額＋支出寄附金の額）×100分の2.5〕×4分の1＝〔損金算入限度額〕
計算例 期末資本金の額等1,000万円、所得の金額1,500万円、1年決算法人の場合の損金算入限度額
〔1,000万円×12分の12×1000分の2.5＋1,500万円×100分の2.5〕×4分の1＝〔10万円〕

詳しくは、申告指導を依頼している税理士へご相談ください。